



® 平成 30 年 1 月 30 日 (火)

No. 14617 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆シリーズ知財マネジメント《知的資産経営教育協議会Ⅱ》④・完
「知的財産権」を活用して中小企業の収益強化…(1)

シリーズ 知財マネジメント 《知的資産経営教育協議会Ⅱ》④・完

「知的財産権」を活用して中小企業の 収益強化

吉備国際大学大学院知的財産学研究科 教授 生駒 正文

吉備国際大学大学院知的財産学研究科講師(非) 土井 典子

1. はじめに

我が国では2002年から知的財産戦略会議が開始され、知的財産基本法の成立、年度毎の知的財産推進計画の策定など、知財立国としての取り組みが功を奏し、企業経営における知的財産及び知的財産権の重要性が社会的に認知されることとなった。

その中で、我が国の企業数に占める割合では99.7%超の中小企業において、知的財産及び知的財産権が収益強化のためどのように活用されているのか考察したい。

中小企業と一言で表現されるがその範囲は広く、また、業種によって中小企業と大企業を分ける資本



INTELLECTUAL PROPERTY LAW

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

TOKYO WTC HARAKENZO
40th Anniversary in 2016

会長 弁理士: 原 謙 三

所長 弁理士: 福井 清

副所長 弁理士: 黒田 敏朗
副所長 弁理士: 今野 信二
副所長 弁理士: 藤田 けんじろう
副所長 弁理士: 長谷川 和哉
特許部長 弁理士: 村上 尚
大阪法務部長 弁理士: 八谷 晃典
東京法務部長 弁理士: 石黒 泰隆
外信専門部長 弁理士: 岡部 隆彌
特別顧問 弁理士: 小池 雅
特別顧問 弁理士: 木下 雅

弁理士: 山口 充子
弁理士: 松村 一城
弁理士: 野山 孝
弁理士: 木村 佳宏
弁理士: 中尾 守男
弁理士: 須賀 孝
弁理士: 鶴田 健太郎
弁理士: 村橋 麻衣子
弁理士: 西山 泰生

弁理士: 山本 輝
弁理士: 髭 善彰
弁理士: 山崎 由貴
弁理士: 塩川 信和
弁理士: 川人 正典
弁理士: 青野 直樹
弁理士: 山下 広大
弁理士: 大崎 絵美
弁理士: 瀧岡 栄一郎

弁理士: 長尾 誠
弁理士: 鷺見 祥之
弁理士: 竹野 直之
弁理士: 五味多 千明
弁理士: 謝 博超
弁理士: 武田 憲学
弁理士: 芦田 文人
弁理士: 西田 佳子
弁理士: 五位野 修一

弁理士: 樋口 智夫
弁理士: 池田 抄太郎
弁理士: 夫馬 直樹
弁理士: 易 永江
弁理士: 包 金成
弁理士: 岡部 泰隆
弁理士: 八谷 晃典
弁理士: 新井 孝政
弁理士: ユング アルフ

中国法務部長 阿部 麻衣子
中国法務部長 孫 欧
韓国法務部長 張 軫 鉉
台湾法務部長 吉田 良子
タイ法務部長 鶴田 健太郎
インド法務部長 潮田 栄一郎
インド法務部長 川人 正典
大韓法務部長 武田 憲学
東京商標部長 山崎 由貴

東京本部 〒105-6121 東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービル21階
TEL (03)3433-5810(代表) FAX (03)3433-5281(代表) E-Mail: iplaw-tyk@harakenzo.com
大阪本部 〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北2番6号 大和南森町ビル
TEL (06)6351-4384(代表) FAX (06)6351-5664(代表) E-Mail: iplaw-osk@harakenzo.com
広島事務所 〒730-0032 広島市中区立町2-23 野村不動産広島ビル4階
TEL (082)545-3680(代表) FAX (082)243-4130(代表) E-Mail: iplaw-hsm@harakenzo.com

当事務所のホームページ <http://www.harakenzo.com> 最新のIP情報を掲載中(随時更新) <総勢約250名>

金や従業員数等の規模による境界線も異なる。

通常、企業の収益をもたらすものとして、ヒト、モノ、カネ、加えて近年では知的財産を含む情報の重要性が語られるが、中小企業はいずれの構成要素についても、その質、量ともに劣勢に立つとされてきた。

現況、少子高齢化（経済規模の拡大困難）、知識社会への移行（知的資産価値拡大）にともなって、我が国を含む先進国では経済市場の成熟化が進行しており、かつてのように大企業が市場での圧倒的優位性を誇る環境が、もはや成り立たなくなっている。また、グローバル化により、新興国においても大量消費型のマスマーケットから成熟市場へと、かつての先進国の何倍ものスピードで市場環境が移行している。

したがって、その巨体を継続せしめるために市場に大量の製品、サービスを投入することが不可欠である大企業にとって不利な環境、換言すれば中小企業には自社自ら固有の強みを発揮して、商品・サービスの差別化・優位性を通じて価値・利益を創造・実現することが不可欠となりうる市場環境の拡大が見込まれつつある。

今後、知的財産権法の保護制度の専門的知識を求められるのではなく、ビジネスの中で、いかに知的財産・知的財産権を活用できるか、知的財産センスを身につけることが必要であろう。

2. 知的財産と知的財産権の各役割

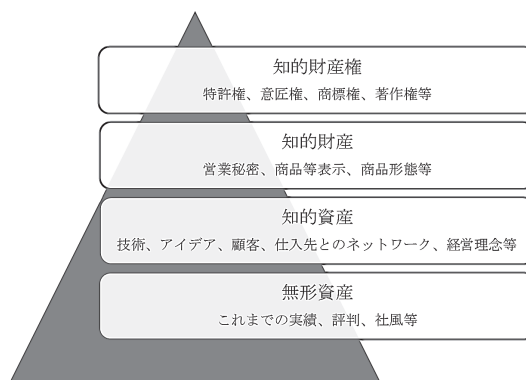
企業にはヒト、モノ、カネ、知的財産を含む情報、及びそれらの周辺に位置する有形・無形の経営資源が存在し、それらを創造、保護、活用して日々の企業活動を運営している。中でも人の知的創作活動により生み出される知的財産、知的財産権等は企業の売上、収益を上げるための強みともいえる財産である。

知的財産基本法第2条において「知的財産」とは、発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の知的創作活動により生み出されるもの（…略）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう企業の知的資産等で、企業価値を向上させるもの（知的財産業務の目的）、また、同2項において「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著

作権、商標権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護され、売上・利益に係る権利をいう、と定義されている。

無形かつ財産となり得る情報としての知的財産及び知的財産権は、模倣されやすい点、また、多数の者が同時使用可能な点等、有体物であるモノとは異なる特質を持つことから、多数の特別法による独自の保護の制度を持つこととなった。

ただし、企業においては知的財産以外の無形の強みも数多く有しており、それらの関係は、無形資産＞知的資産＞知的財産＞知的財産権という階層となっていると考えられる。また、外部から視認できる喫水ラインは知的資産の箇所まで上下しているが、無形の資産を土台として知的資産が産出され、以下同様に下位の階層のより大きな裾野が上位の階層の創造の源泉となっていること、すなわち下記に図示した構造がイメージされる。



企業における無形の強みの階層

※筆者（土井典子）作成による。

前述した市場環境の変化に伴い、成熟市場における事業活動で収益を上げるためには、提供する商品・サービス等に高付加価値を実現することが重要不可欠である。なぜならば、汎用化した単純な商品・サービス等の場合、生半な低コスト化では新興国に到底太刀打ちできないこと、また、ニーズの多様化や他との差異化について最も威力を発揮するのが、優れた機能・デザインやブランド力を発揮する知的創造や営業標識としての知的財産だからである。

このような企業の売上・収益強化に資する知的財産、知的財産権を城郭に例えるならば、知的財産はその城の特色、強みをシンボリックに表現する「天守閣」であり、その創作、保護、活用の為には、「城壁、石垣、壕、堀」である知的財産権等の配置の創意工